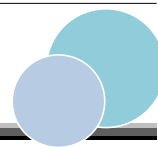


1. 総合管理計画とは

1. 総合管理計画とは



(1) 計画策定の目的

本市では、高度経済成長の人口増加や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に対応するため、昭和40年代から50年代にかけて、小中学校校舎や庁舎をはじめとした建築物系施設や、道路、橋梁などのインフラ資産を整備してきました。近い将来、これらの公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、大規模改修や建替えに多額の費用が必要になりますが、人口減少・少子高齢化の進展により税収の増加が見込めない中、社会保障に係る経費の増大等により、財政状況が厳しくなることが予測されており、全ての公共施設等を維持していくことは困難となります。また、人口構造等の変化により、必要となる施設も変化していくことが予想されます。

そのような状況が見込まれる中、将来の人口規模や社会情勢等に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、施設の更新・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。

市は、早くからこの点に着目し、平成15年12月議決の「岐阜市総合計画2004（ぎふ躍動プラン・21）」において、「明確な人口の減少に直面している現在、今までのような開発を継続すれば、密度のない市街地が拡散し、生活基盤に対する非効率的な投資をしなければならなくなる」とし、平成25年9月には「岐阜市公共施設白書」を作成し、公共施設の保有状況や更新時期、更新費用を把握し公共施設のあり方についての課題を明確にしてきました。

このような取組みを進める中、平成26年4月に総務省から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」策定要請がありました。

そこで、市では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもってこれらの課題に対応するため、「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくものです。

なお、令和3年1月総務省からの個別施設計画を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の見直し要請に基づき、本計画の改定を行いました。



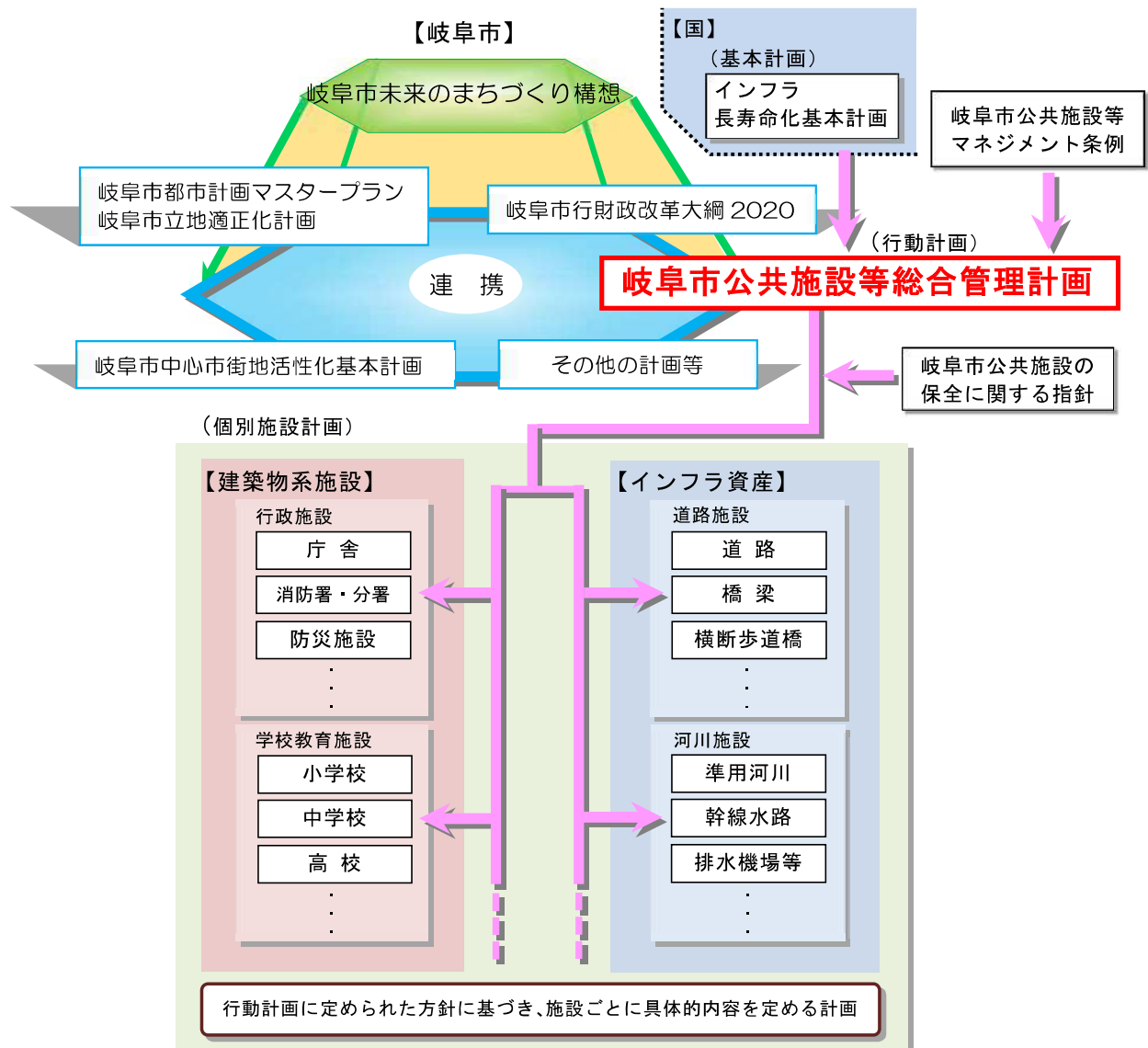
(2) 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に定める、地方公共団体版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するもので、平成 26 年 4 月総務省からの地方公共団体に対する、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」策定要請に基づき策定するものです。

本計画は、学校や道路などの個別施設の計画(個別施設計画)の上位計画に位置づけられ、「岐阜市未来のまちづくり構想」、「岐阜市都市計画マスタープラン及び岐阜市立地適正化計画」、「岐阜市行財政改革大綱 2020」、「岐阜連携都市圏ビジョン」等の他の関連する計画と連携します。

また、SDGs の 17 の目標についても配慮しながら計画を推進します。

【岐阜市公共施設等総合管理計画の位置づけ】



SDGsとは

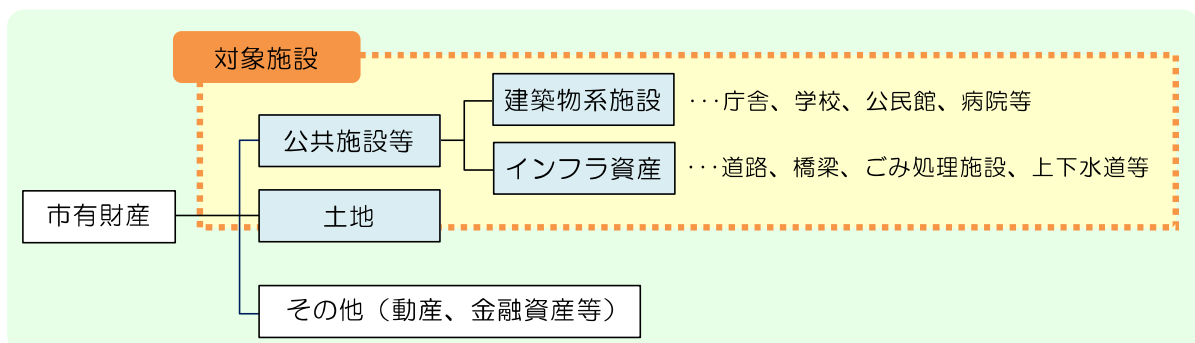
SDGsとは持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）であり、2015年の国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成を目指す世界共通の目標です。貧困、飢餓、さらには気候変動や平和など広い分野にわたり、17の目標（Goals）が定められています。



(3) 計画の対象とする施設の範囲

本計画は、本市が所有するすべての公共施設等（公営企業を含む）とそれにかかる土地を対象とします。公共施設等には、庁舎、学校、病院などの「建築物系施設」と、道路、橋梁、上下水道の管路等の「インフラ資産」があります。

【本計画の対象施設】



(4) 計画期間

「岐阜市公共施設白書」では、本市の建築物系施設の建替え時期やインフラ資産の更新時期は、今後 30 年間に集中すると見込んでいます。そのため、本計画では、改定に伴い令和 3 年度から 30 年間の公共施設等を取り巻く状況を見通し、公共施設等の更新等に係る経費や人口推移等を算出します。また、計画の実効性を確保するため計画期間を **10 年間**とし、当初の計画期間と同様に平成 29 年度から令和 8 年度の公共施設等の総合的かつ計画的な管理における基本的な方針について定めることとします。

【計画期間】

